資料9

確認監査について

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、公私連携幼保連携型認定こども園、小規模保育事業（A型･B型･C型）、家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業（A型）、保育所型事業所内保育事業、施設型給付幼稚園

子ども・子育て支援法、その他関係法令・通知等に基づいて実施する監査です。大阪市が児童福祉法等に基づき指導監査を実施する施設等に対しては、原則、一般監査に併せて実地指導を実施します。

指　導

- **集団指導**：施設等の設置者等を一定の場所に集めて、制度の改正等について、講習等の方法により実施
- **実地指導**：実地により、関係書類の閲覧、施設等関係者等との面談等により実施

監　査：運営基準違反や給付費（委託費）等の不正請求等があった場合に実施

「運営基準」に基づく主なチェック項目

「運営基準」：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第３９号）

[運営規程・苦情解決]

施設等の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。苦情解決の仕組みを整備した上で、保護者に苦情解決体制を周知しているか。

[内容及び手続の説明及び同意]

あらかじめ保護者に対し、重要事項説明を行い、同意を得ているか。また、重要事項（運営規程の概要等）について、施設等内の見やすい場所に掲示及びホームページにて公開しているか。

[あっせん、調整及び要請に対する協力]

利用者の申込、区の利用調整等に対して、特段の理由なく拒否する等の事例がないか。

[利用者負担について]

利用者負担金（上乗せ徴収・実費徴収）について、積算根拠を明確にした上で保護者に事前に説明し、同意を得ているか。「特別教室」等に伴う上乗せ徴収は、保護者の同意を書面で得ているか。

[事故発生の防止及び発生時の対応]

マニュアル等を整備し、職員に周知しているか。ヒヤリハット等を記録し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するなど、事故が発生する危険性の低減に努めているか。

[その他]

法定代理受領により受けた給付費の額について、保護者に通知しているか。
特定教育・保育施設の紹介にかかわって、金品を供与又は収受していないか。

重要事項説明・契約について

重要事項説明

・特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ保護者に説明することが必要。

・説明の際、文書(重要事項説明書)を交付することが必要。
（「入園のしおり」をもって重要事項の説明をする場合には、大阪市に提出している重要事項説明書の項目を網羅すること。）

・重要事項説明書には、職員の勤務体制、教育・保育提供日、教育時間帯、保育時間帯（保育標準時間、保育短時間）、食事の提供方法、利用者負担金・品等を記載することが必要。

・重要事項について、説明後、同意を得ることが必要。

※　大阪市HPに掲載している「開設・運営の手引き」等に記載内容を説明しています。

契　　約

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、公私連携幼保連携型認定こども園、小規模保育事業（A型・B型・C型）、家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業（A型）、保育所型事業所内保育事業、施設型給付幼稚園

・施設等と保護者との間で、契約を締結することが必要。

よくある質問

Q.重要事項(運営規程の概要等)の施設内の掲示とはどのようなものですか。

A. 掲示すべき「重要事項」の項目は、重要事項説明書に記載すべき項目と重なりますので、具体的な方法としては、重要事項説明書を閲覧できるようファイリングして立てかける方法がありますが、保護者等が「見やすい場所」に置くようにしてください。また、重要事項説明書の内容を別途大きな紙面１枚にまとめなおして施設等の入口に大きく貼り出す方法もあります。
なお、重要事項については、分園にも掲示するようにしてください。

Q.重要事項説明にかかる同意は、書面で提出してもらう必要がありますか。

A. 上乗せ徴収については書面による同意が必要ですが、重要事項説明にかかる同意は書面が必須ではありません。ただし、利用者とのトラブルを避ける観点からも、書面により同意（同意書）を頂くよう推奨しています。
また、契約書を別途作成し、契約を締結される場合、その契約書に重要事項説明の内容が含まれていれば、別途、同意書を頂くことまでは求めておりません。

利用者負担について

保育料以外の利用者負担については、次の２つに区分されます。

（運営基準第13条、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する要綱第３条）

特定負担

（上乗せ徴収）

- 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる費用
- **積算根拠を明確にした上で**、保護者に事前説明を行い、同意を得ることが必要**（書面同意が必要）**
- 重要事項説明書に記載することが必要

実費徴収

- 特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用（ただし、公定価格に算入されている費用（共用の保育材料費など）は除く。）や、特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用　など
- **積算根拠を明確にした上で**、保護者に事前説明を行い、同意を得ることが必要**（書面又は口頭での同意）**
- 重要事項説明書に記載することが必要

よくある質問

Q.特定負担（上乗せ徴収）、実費徴収には、どのようなものがありますか？

A.　特定負担（上乗せ徴収）としては、体操教室等の特別教育・保育等にかかる費用等が挙げられます。
実費徴収としては、 個人で使用することが適当とされる文房具や制服等にかかる費用、バス費用、主食・副食代等が挙げられます。
なお、**トイレットペーパー等の施設運営で使用する衛生費や、システム管理費、おむつ処理代等の維持管理費などについては、委託費・給付費に含まれているため、保護者から徴収することはできません。**

Q.利用者負担について、重要事項説明書に記載する必要がありますか？

A.　利用者負担については、**積算根拠を明確にした上で**、保護者に事前説明をする必要がありますので、重要事項説明書に項目ごとに内容と金額を記載してください。金額が未定なもの（遠足などの行事費等）については、参考として、見込み額又は前年度に要した費用を明記してください。